

写

29東監発第32号  
平成29年12月4日

東村山市長 渡部 尚 様  
東村山市議会議長 伊藤 真一 様

東村山市監査委員 赤木 盛一  
東村山市監査委員 飯田 武夫  
東村山市監査委員 熊木 敏己

### 指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

# 指定管理者監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

## 第2 監査の対象

公の施設	東村山市有料自転車等駐輪場
指定管理者	サイカパーキング株式会社
担当所管課	環境安全部地域安全課
監査の範囲	平成28年度及び平成29年4月1日から8月31日までに執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

## 第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点として実施した。

### 「指定管理者」

- (1) 指定管理が関係法令の定めるところにより適正に管理されているか
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- (3) 施設の運営に係る収支会計経理は適正に行われているか
- (4) 施設の運営に係る出納関係帳簿の整備、保存は適切にされているか
- (5) 利用促進のための努力はなされているか

### 「担当所管課」

- (1) 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は達成されているか
- (2) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は関係法令等に基づき行われているか
- (3) 利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか
- (4) 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか

## 第4 監査の主な実施内容

監査対象の指定管理者及び担当所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成29年9月1日から平成29年11月24日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象施設	平成29年10月 6日
説明聴取	監 査 室	平成29年11月17日
講 評	監 査 室	平成29年11月24日

## 第6 監査の結果

指定管理者の概要及び監査の結果の個別的事項は次のとおりである。

### 1. 公の施設及び指定管理者の名称

公の施設の名称	指定管理者の名称
東村山市有料自転車等駐輪場 (久米川駅北口地下駐輪場・東村山駅 西口地下駐輪場他16施設)	サイカパーキング株式会社

### 2. 指定及び目的

東村山市有料自転車等駐輪場の管理運営に関して、指定管理者の業務遂行能力を活用しつつ、駐輪場を利用する市民の利便性とサービス向上を図り、もって住みよい生活環境の実現を目指すことを目的とする。

### 3. 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間

### 4. 選定方法

公募による指定管理候補者の選定

### 5. 指定管理料等

単位：円

	平成28年度	平成29年度
指定管理料	69,745,225	88,212,771
徴収委託料	48,514,116	36,799,792

※使用料の徴収に関する事務を地方自治法第243条及び地方自治法施行令第158条の規定に基づき、サイカパーキング株式会社と委託契約をしている。

6. 指定管理業務

- (1) 駐輪場の使用を承認し、又は使用を承認しないこと。
- (2) 駐輪場の使用の承認を取り消すこと。
- (3) 駐輪場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他、市が必要と認める業務。
- (5) 別途委託契約による使用料の徴収を行う。

7. 収支の状況（平成28年度）

単位：円

収入決算額	支出決算額	収支差額
119,311,366	113,053,852	6,257,514

※収入にはICカード利用手数料等1,052,025円を含む。

8. 利用状況（平成28年度）

施設名	収容台数(台)	利用者総数(人)	稼働率(%)
久米川駅年間登録制駐輪場	230	27	11.7
久米川駅南口第1駐輪場	452	384	85.0
久米川駅南口第2駐輪場	259	79	30.5
久米川駅北口地下駐輪場	1,500	1,422	94.8
久米川駅北口第1駐輪場	137	86	62.8
東村山駅東口第1駐輪場	274	326	119.0
東村山駅東口第2駐輪場	283	248	87.6
東村山駅東口第3駐輪場	241	27	11.2
東村山駅西口地下駐輪場	1,500	1,781	118.7
東村山駅西口第1駐輪場	88	50	56.8
萩山駅北口駐輪場	394	317	80.5
秋津駅第1駐輪場	1,030	1,031	100.1
秋津駅第2駐輪場	134	152	113.4
新秋津駅第1駐輪場	1,089	1,073	98.5
新秋津駅第2駐輪場	66	77	116.7
新秋津駅第3駐輪場	374	411	109.9
新秋津駅第4駐輪場	866	540	62.4

※利用者総数は一日あたり平均。新秋津駅第5駐輪場は平成29年度から。

## 9. 指摘・要望事項

### (1) 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

### (2) 意見・要望事項

料金收受機械の導入等により、正確性の向上が図られている。施設所管課は、施設利用促進に向けた研究を行うとともに、指定管理者の管理運営内容をより一層把握し、指定管理者制度の趣旨に則した適切な管理運営がなされるよう進められたい。